

295条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

- 2 第297条第1項の規定により定期入場券を無効として回収した場合、当該入場者から当該入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで毎日1回ずつ入場したものとして、前項の規定を準用する。
- 3 前各項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

#### (入場料金の払いもどし)

**第301条** 第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払いもどしを、定期入場券を所持する者にあつては、引き続き5日以上制限し、又は停止したときに限り、1日につき普通入場券に相当する料金額の払いもどし又は相当日数の有効期間の延長を請求することができる。

- 2 前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。

## 第9章 ギフトカード及びオレンジカード

### 第1節 ギフトカード

#### (ギフトカード)

**第302条** 「ギフトカード」とは、乗車券類若しくは入場券（以下この章においてこれらを「乗車券類等」という。）と引き換え又は第2編第7章の規定により旅客が支払う旅客運賃・料金相当額に充当することができる当社が発売した証票をいう。

(注) ギフトカードの発売は終了している。

#### (ギフトカードの額面金額)

**第303条** ギフトカードの額面金額は、500円とする。

#### (乗車券類等との引換え)

**第303条の2** 旅客は、駅において乗車券類等を購入する場合又は第2編第7章の規定により旅客運賃・料金を支払う場合は、その旅客運賃・料金に相当するギフトカードを引き渡してこれに充当することができる。

#### (ギフトカードが無効となる場合)

**第304条** ギフトカードは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (2) その他不正行為の手段として使用したとき

- 2 前項の規定は、偽造したものを使用した場合に準用する。

#### (ギフトカードの様式)

**第304条の2** ギフトカードの様式は、別に定める。

### (払いもどし)

**第305条** 旅客は、第303条の2の規定によりギフトカードを使用する際に生ずる額面金額未満のは数を除き、ギフトカードに対する金額の払いもどしを請求することはできない。

- 2 前項にかかわらず、旅客鉄道会社のいずれかが、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年内閣府令第3号）第42条に規定する基準を満たさなくなつた場合は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第20条第2項の規定に基づき、旅客は、当該旅客鉄道会社の発売したギフトカードに対しては、前項に規定する額面金額未満のは数の金額であつても払いもどしを請求することはできない。

## 第2節 オレンジカード

### (オレンジカード)

**第306条** 「オレンジカード」とは、乗車券類等と引き換え又は精算することができる当社が発売した証票をいう。

(注) オレンジカードの発売は終了している。

### (オレンジカードの種類)

**第306条の2** オレンジカードの種類は、次のとおりとする。

種 類	オレンジカードの表示額
500円券	500
1,000円券	1,000
3,000円券	3,000

### (乗車券類等との引換え又は精算)

**第306条の3** オレンジカード所持者は、オレンジカード用の乗車券類発売機等によつて発売する乗車券類等（普通回数乗車券及び別に定める乗車券類等を除く。）と引き換え又はオレンジカード用の精算機によつて精算することができる。

- 2 オレンジカードの表示額又は残額が引換え乗車券類等に相当する金額又は精算額に満たない場合は、別に現金を当該乗車券類発売機等又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができる。
- 3 前各項の規定によりオレンジカードにより乗車券類等の引換え又は精算を取り扱う駅は、別に定める。

### (オレンジカードが無効となる場合)

**第306条の4** オレンジカードは、不正行為の手段として使用したときは、無効として回収する。

- 2 前項の規定は、偽造したものを使用した場合に準用する。

### (オレンジカードの様式)

**第306条の5** オレンジカードの様式は、別に定める。

(再発行及び払いもどし)

**第306条の6** 旅客は、オレンジカードの紛失等による再発行の請求をすることはできない。

2 旅客は、使用開始前又は使用開始後のいずれであつてもオレンジカードの払いもどしを請求することはできない。

## 第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

**第307条** 旅客は、第308条又は第309条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこんろ（乗車中に使用しないとお認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第309条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどが無いよう措置することとする。

2 旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第2号の規定による物品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

**第308条** 旅客は、第309条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であつても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。